

議第35号

檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について

檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和31年檀原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第8項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第9項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

7 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を

促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第9項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第10条第8項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次条において同じ。）であつて檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改

正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第9項（第5号に係る部分に限り、檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

理由 雇用保険法の一部改正により、失業給付の給付内容等の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの

議第36号

檀原市税条例の一部改正について

檀原市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市税条例の一部を改正する条例

檀原市税条例（昭和31年檀原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第32条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第2条の5第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の檀原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理由 地方税法等の一部改正により、配偶者控除等の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの

議第37号

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の檀原市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定のうち同項第2号に規定する扶養親族がある非常勤消防団員等（同項第1号に該当する者があるものに限る。）の補償基礎額の加算額の規定については、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた檀原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等（同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条

第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 前項の規定に関わらず、新条例第5条第3項の規定のうち同項第2号に規定する扶養親族がある非常勤消防団員等(同項第1号に該当する者があるものに限る。)の規定は、当該規定の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

4 改正前の檀原市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第5条第3項の規定に基づき、適用日から施行日の前日までの間に、新条例第5条第3項第2号に規定する扶養親族がある非常勤消防団員等(同項第1号に該当する者があるものに限る。)に支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の扶養親族加算額について改正を行うもの

議第38号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和31年檀原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減の見直しが行われたため、軽減判定所得の基準額について改正を行うもの

議第39号

檀原市営住宅条例の一部改正について

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例

檀原市営住宅条例（平成9年檀原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その他の市の区域内の適当な場所」を削る。

第6条第1項中「少なくとも」を削り、同条第2項第8号ア中「もの」を「者」に改め、同条第3項を削る。

第8条の見出し中「及び決定」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第9条から第11条までを次のように改める。

（入居予定者の選考）

第9条 前条の申込みをした者の数が入居させるべき戸数を超える場合においては、入居させるべき者（以下「入居予定者」という。）の選考を、市長が定める公開抽選の方法によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、20歳未満の子を扶養している寡婦（夫）、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者等で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、優先的に市営住宅を割り当てて選考し、入居予定者とすることができる。

3 市長は、前2項の規定により入居予定者を選考する場合において、入居予定者のほかに順位を定めて必要と認める数の補欠入居予定者を定めるものとする。

（資格審査等）

第10条 市長は、入居予定者が定まったときは、当該入居予定者が入居者資格を有しているかどうかの審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査により入居予定者が入居者資格を有していることを確認できなかった場合又は入居の決定を受けた者（以下「入居決定者」という。）に対する入居の決定を取り消した場合において、当該市営住宅に係る前条第3項の補欠入居予定者があるときは、順位に従い入居予定者を選考する。

（入居の決定）

第11条 市長は、前条第1項の審査により、入居者資格を有していることが確認された入居予定者に対し、入居の決定を行い、入居可能日を通知するものとする。

2 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

第12条の見出し中「住宅入居」を「入居」に改め、同条第1項第1号及び同条第3項中「請書」を「契約書」に改め、同条第4項中「手続をしないとき」の次に「又は次項の規定に従わなかったとき」を加え、同条第5項を削り、同条第6項中「前項」を「前条第1項の規定」に改め、同項を同条第5項とする。

第16条第4項中「当該意見に理由があると認めるときは」を「必要があれば」に改める。

第18条第1項中「第12条第5項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「指定する日」の次に「までに」を加える。

第43条第1項中「厚生労働省令・国土交通省令」を「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令」に改める。

第46条中「第12条第5項」を「第11条第1項」に改める。

第54条中「、第9条、第11条」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市改良住宅条例の一部改正)

第2条 檀原市改良住宅条例（平成9年檀原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第4条から第9条まで（第8条第3項を除く。）、及び第11条並びに第12条」を「第4条から第12条まで（第11条第2項を除く。）」に改める。

理由 市営住宅入居者の選考方法及び賃貸借契約の方式の見直しを行うため、所要の改正を行うもの

議第40号

檀原市道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について

檀原市道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

檀原市道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年檀原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「118の4」を「118の5」に、「118の3」を「118の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正により、案内標識の番号について改正を行うもの

